

岩手県告示第536号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第11号）で公示した公共測量を終了した旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成27年6月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 気仙郡住田町世田米字川口から字高屋敷地内まで
- 2 実施した期間 平成26年11月20日から平成27年4月17日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）